平成２６年（フ）第６０号
高知県幡多郡黒潮町佐賀1814番地１
債務者　山本　　舞
１　決定年月日時　平成26年12月１日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２６年（フ）第６１号
高知県宿毛市長田町２番41号　米花一典方
債務者　岡部　惠子
１　決定年月日時　平成26年12月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２６年（フ）第６２号
高知県四万十市荒川1919番27、住民票上の住所高知県四万十市中村一条通２丁目５番地
債務者　坂田　裕照
１　決定年月日時　平成26年12月１日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２６年（フ）第６３号
高知県宿毛市和田1469番地１
債務者　坂田　知久
１　決定年月日時　平成26年12月１日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２６年（フ）第６４号
高知県幡多郡黒潮町佐賀533番地
債務者　藤田　理香
１　決定年月日時　平成26年12月１日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２６年（フ）第１２９号
青森県青森市浪岡大字長沼字北藤巻１番地10
債務者　菅野美加子
１　決定年月日時　平成26年11月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第１４５号
青森県弘前市大字鬼沢字猿沢117番地２
債務者　藤田　美香（旧姓澤田）
１　決定年月日時　平成26年11月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第１４４号
新潟県南魚沼市南田中338番地１
債務者　青木　正人
１　決定年月日時　平成26年12月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第１４４７号
愛知県春日井市菅大臣町101番地、従前の住所愛知県春日井市八光町４丁目41番地　ファミール八光Ａ棟102号
債務者　早坂　和代
１　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４５７号
名古屋市北区山田４丁目12番13号　サニーコートＫ107号、従前の住所名古屋市守山区弁天が丘1108番地　セリニティー大森306号
債務者　村井　昭文
１　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７０８号
愛知県春日井市気噴町北２丁目269番地１
債務者　乾　　茂樹
１　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７６１号
名古屋市北区長喜町３丁目21番地の３　セノーテ黒川105号
債務者　赤沼　大輔
１　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２４２号
青森県上北郡六ヶ所村大字泊字川原858番地10
債務者　吉岡　英世
１　決定年月日時　平成26年12月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１６４０号
愛知県知多市にしの台１丁目711番地　シルクハイム202、従前の住所愛知県知多市八幡字笹廻間12番地の838　宝マンション巽が丘505
債務者　加納まさ子
１　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３０１号
和歌山市美園町２丁目102番地
債務者　小橋　利也
１　決定年月日時　平成26年12月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３２５号
和歌山市禰宜1341番地の３　千旦10―５―504
債務者　船阪　政信
１　決定年月日時　平成26年12月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３３６号
和歌山県海南市重根540番地68
債務者　橋本　泰之
１　決定年月日時　平成26年12月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３４０号
和歌山県有田市宮崎町2118番地９
債務者　富山　申祥
１　決定年月日時　平成26年12月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係